

京都市土地区画整理事業清算金等徴収及び交付事務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年12月14日

京都市長 門川大作

京都市規則第46号

京都市土地区画整理事業清算金等徴収及び交付事務規則の一部を改正する規則

京都市土地区画整理事業清算金等徴収及び交付事務規則の一部を次のように改正する。

第1条中「交付」の右に「並びに法第3条第2項又は第3項の規定による施行者が施行する土地区画整理事業における清算金及び仮清算金の滞納処分」を加える。

第11条中「第4条」を「第5条」に、「第6条, 第9条」を「第7条, 第10条」に改め、同条を第12条とする。

第10条を第11条とし、第2条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

(徴収職員等に係る権限の委任)

第2条 市長は、清算金（その利子を含む。以下同じ。）及び延滞金の滞納者の財産に関する調査のための質問又は検査並びに滞納者に係る搜索又は財産の差押えに関する事務に従事する職員に当該事務に係る国税徴収法に規定する徴収職員の権限を委任する。この場合において、市長は、当該職員に対し、滞納者財産検査及び差押職員証（別記様式）を交付する。

2 前項の規定は、法第110条第7項において準用する法第41条第3項前段の規定により滞納処分をする場合について準用する。この場合において、前項前段中「同じ。）」とあるのは「同じ。）、督促手数料」と、「国税徴収法」とあるのは「地方税法」と、「徴収職員」とあるのは「徴税吏員」と読み替えるものとする。

附則の次に次の別記様式を加える。

別記様式（第2条及び第12条関係）

（表面）

所 属 職 名 氏 名	滞納者財産検査及び差押職員証	第 号
		年 月 日生
	年 月 日交付	
	京都市長	印

（裏面）

<p>1 本証は、土地区画整理事業における清算金及び仮清算金（これらの利子を含む。）並びに督促手数料及び延滞金の滞納者の財産に関する調査のための質問若しくは検査又は滞納者に係る搜索若しくは財産の差押えを行う場合には、必ず携帯しなければならない。</p> <p>2 本証は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p>
--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（建設局都市整備部市街地整備課）